

大口町告示第42号

大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、米価格が下落していることから町内の主食用米の販売農家を支援するため、予算の範囲内において、大口町米価下落緊急対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 町内の田のうち主食用米を生産した田（以下「対象農地」という。）において、補助金の交付を受ける日が属する年度の前年度（以下「対象年度」という。）に主食用米を生産した者で、対象年度における水稲生産実施計画及び経営所得安定対策等営農計画書（以下「計画書」という。）を大口町及び大口町地域農業再生協議会に提出した者
- (2) 町内に住所又は主たる事業所を有する個人又は法人で、対象年度において同一の世帯員以外の個人又は事業者に対して主食用米を販売した者

(交付金額)

第3条 補助金の交付額は、対象農地の面積（計画書中「水稲作付面積」に限る。以下「補助対象農地」という。）の合計面積に町長が別に定める額を乗じて得た額とする。

2 前項の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申

請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者であることを証する書類
- (2) 補助対象農地であることを証する書類
- (3) 補助金の振込先を確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請の期限は、申請書兼請求書の通知を受けた日が属する年度の5月末日までとする。

(交付決定通知)

第5条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の申請書兼請求書の内容に不備があったときは、交付申請者又は交付決定者に対し、期限を定め補正を求めることができる。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、大口町米価下落緊急対策支援事業補助金を交付するものとする。

(交付申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 町長は、申請書兼請求書の送付及び町広報等で補助金の交付に関する周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から第4条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の受給を辞退したものとみなす。

2 町長は、交付申請者又は交付決定者に対し、第5条第2項の補正を求めたにもかかわらず、交付申請者又は交付決定者が申請書兼請求書の補正を同条同項の期限までに行わないときその他交付申請者又は交付決定者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができなかったときは、当該交付申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請書兼請求書の内容に偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(書類の保管)

第9条 交付申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の適用年度)

2 この要綱は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく愛知県経済農業協同組合連合会が決定した対象年度の米の概算金（以下「仮渡金」という。）のうち、「あいちのかおり」銘柄（「主食用米」及び「JA米」に限る。以下「JA米」という。）の仮渡金を基準として、次の各号に掲げるいずれかに該当する対象年度の翌年度において適用するものとする。

(1) 対象年度において、JA米の品質等級1等又は2等のいずれかの仮渡金の額が60キログラム当たり9,000円未満のとき

(2) 対象年度において、JA米の品質等級1等の仮渡金の額が60キログラム当たり1万円未満のときで、且つ対象年度の前年度のJA米の品質等級1等又は2等のいずれかの仮渡金の額と当該品質等級ごとに比較して、60キログラム当たり1,000円以上の仮渡金の額が減少したとき

様式第 1 (第 4 条関係)

大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

大口町米価下落緊急対策支援事業補助金の交付を受けたいので、大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

記

- 1 対象年度
- 2 対象農地の合計面積
- 3 対象農地の合計面積から  
算出した交付予定金額
- 4 補助対象農地の合計面積
- 5 交付申請金額  
及び請求金額
- 6 振込先指定口座
- 7 添付書類
  - (1) 交付対象者であることを証する書類 (販売伝票又は領収書等の写し)
  - (2) 補助対象農地であることを証する書類 (水稻作付農地一覧に必要事項を記載したもの)
  - (3) 補助金の振込先を確認できる書類 (通帳等の写し)
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2（第5条関係）

大口町米価下落緊急対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

年 月 日付けで申請のあった大口町米価下落緊急対策支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象年度
- 2 決定内容
- 3 補助対象農地の合計面積
- 4 交付決定金額